

## 第 2 參考資料







(4) ゴールドプラン2「関連施設」における定員1人当たり補助基準単価(間接負担(補助))

施設の種類	単価	対象市町村	単価	対象市町村	単価	対象市町村
特別介護老人ホーム	従来型	6,500,000	6,200,000	5,800,000	5,500,000	鳥取県、徳島県、香川県、高松県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県
	標準	5,900,000	5,700,000	5,400,000	5,100,000	鳥取県、徳島県、香川県、高松県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県
	施設が老人及び要介護者のための特 別な介護のための個室加算	300,000	300,000	200,000	200,000	鳥取県、徳島県、香川県、高松県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県
	別な介護のための個室加算	300,000	300,000	200,000	200,000	鳥取県、徳島県、香川県、高松県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県
	従来型 グループ ケアユニット型	7,200,000	6,900,000	6,500,000	6,200,000	鳥取県、徳島県、香川県、高松県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県
	標準	6,600,000	6,300,000	5,900,000	5,600,000	鳥取県、徳島県、香川県、高松県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県
	都市部	4,800,000	4,400,000	4,100,000	3,900,000	鳥取県、徳島県、香川県、高松県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県
	標準	4,200,000	4,000,000	3,800,000	3,600,000	鳥取県、徳島県、香川県、高松県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県
	居住型施設		13,200,000			
	痴呆介護研修事業のための施設 (団体介護施設、介護室、介護室) 1施設		12,000,000			
老人短期入所施設	都市部	8,500,000				
	標準	7,800,000				
	都市部	6,800,000	6,300,000	5,900,000	5,600,000	鳥取県、徳島県、香川県、高松県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県
	標準	6,000,000	5,800,000	5,500,000	5,200,000	鳥取県、徳島県、香川県、高松県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県
	都市部	2,600,000	2,500,000	2,300,000	2,200,000	鳥取県、徳島県、香川県、高松県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県
	標準	2,400,000	2,300,000	2,100,000	2,000,000	鳥取県、徳島県、香川県、高松県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県
	都市部	1,400,000	1,400,000	1,300,000	1,200,000	鳥取県、徳島県、香川県、高松県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県
	標準	1,300,000	1,300,000	1,200,000	1,100,000	鳥取県、徳島県、香川県、高松県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県
	都市部	7,000,000	6,700,000	6,300,000	6,000,000	鳥取県、徳島県、香川県、高松県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県
	標準	6,400,000	6,100,000	5,700,000	5,400,000	鳥取県、徳島県、香川県、高松県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県
生活支援ハウス(居住部門)	都市部	8,500,000				
	標準	7,800,000				
	都市部	6,000,000	5,800,000	5,500,000	5,200,000	鳥取県、徳島県、香川県、高松県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県
	標準	5,500,000	5,300,000	5,000,000	4,700,000	鳥取県、徳島県、香川県、高松県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県
	都市部	227,900,000	217,100,000	206,200,000	195,300,000	鳥取県、徳島県、香川県、高松県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県
	標準	207,200,000	197,400,000	187,500,000	177,600,000	鳥取県、徳島県、香川県、高松県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県
	都市部	236,900,000	225,700,000	214,400,000	203,100,000	鳥取県、徳島県、香川県、高松県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県
	標準	215,400,000	205,200,000	194,900,000	184,600,000	鳥取県、徳島県、香川県、高松県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県
	都市部	246,900,000	234,300,000	222,500,000	210,800,000	鳥取県、徳島県、香川県、高松県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県
	標準	223,600,000	213,000,000	202,300,000	191,700,000	鳥取県、徳島県、香川県、高松県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県
在宅複合型施設	注1					
	基本部門のみ					
	基本+給食又はヘルパーステーション					
	基本+給食+ヘルパーステーション					
	基本+給食+ヘルパーステーション					
	基本+給食+ヘルパーステーション					
	基本+給食+ヘルパーステーション					
	基本+給食+ヘルパーステーション					
	基本+給食+ヘルパーステーション					
	基本+給食+ヘルパーステーション					

(注) 1 在宅複合型施設については、施設が所定以上の単価であること。  
2 上記数字は、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別割増単価の取扱いについて(平成5年11月17日社援施第133号)」により、都市部特別割増単価加算後の単価であること。

施設の種類	施設の種類	基準額
老人デイサービスセンター	標準型	28,000,000
	基本+入浴	25,500,000
	基本+給食	34,300,000
	基本+入浴+給食	31,200,000
	基本+入浴+給食	50,000,000
	基本+入浴+給食	45,500,000
	基本+入浴+給食	57,000,000
	基本+入浴+給食	51,900,000
	基本+入浴+給食	7,800,000
	基本+入浴+給食	7,100,000
在宅介護支援センター	小規模型・痴呆型	15,600,000
	小規模型・痴呆型	14,200,000
	小規模型・痴呆型	17,100,000
	小規模型・痴呆型	15,600,000
	小規模型・痴呆型	4,600,000
	小規模型・痴呆型	4,200,000
	小規模型・痴呆型	54,700,000
	小規模型・痴呆型	49,800,000
	小規模型・痴呆型	8,500,000
	小規模型・痴呆型	7,800,000
在宅介護支援センター	ヘルパーステーション	4,600,000
	ヘルパーステーション	4,200,000
	ヘルパーステーション	9,300,000
	ヘルパーステーション	8,500,000
	ヘルパーステーション	26,500,000
	ヘルパーステーション	24,100,000
	ヘルパーステーション	28,000,000
	ヘルパーステーション	25,500,000
	ヘルパーステーション	29,700,000
	ヘルパーステーション	27,000,000
在宅介護支援センター	ヘルパーステーション	31,200,000
	ヘルパーステーション	28,400,000
	ヘルパーステーション	32,700,000
	ヘルパーステーション	29,800,000
	ヘルパーステーション	
	ヘルパーステーション	
	ヘルパーステーション	
	ヘルパーステーション	
	ヘルパーステーション	
	ヘルパーステーション	

(注) 1 上記数字は、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別割増単価の取扱いについて(平成5年11月17日社援施第133号)」により、都市部特別割増単価加算後の単価であること。

2 附帯設備工事費基準単価(ただし、( )内は10%割増加算後の単価である。)

(1) 暖房設備工事費等(1㎡当たり)

種目	14年度基準単価	
	基準単価	都市部特別割増単価
暖房設備工事費	13,400円	(14,700円)
冷房設備工事費	18,800円	(20,700円)
冷暖房設備工事費	23,500円	(25,900円)
		24,700円

(2) 浄化槽設備工事費  
ア 14年度基準単価

処理対象人員区分	入所施設	入所施設以外の施設
100人までの人員に適用する 1人当たり単価	33,800円	31,200円
101人から200人までの 人員に適用する1人当たり単価	27,000円	19,900円
201人までの人員に適用する 1人当たり単価	20,200円	14,700円

イ 都市部特別割増単価

処理対象人員区分	入所施設	入所施設以外の施設
100人までの人員に適用する 1人当たり単価	(37,200円)	(34,300円)
101人から200人までの人員 に適用する1人当たり単価	(29,700円)	(21,900円)
201人までの人員に適用する 1人当たり単価	(22,200円)	(16,200円)
	21,200円	15,400円

(3) 昇降機設備工事費

14年度基準単価	10,830千円
都市部特別割増単価	11,370千円 (11,910千円)

(4) 仮設施設設備工事費

14年度基準単価	19,100円
都市部特別割増単価	20,100円

(5) 解体撤去工事費(1㎡当たり)

	基準単価	都市部特別割増単価
木造	5,800円	6,100円
コンクリートブロック造	12,000円	12,600円
鉄筋コンクリート造	14,600円	15,300円

(6) スプリンクラー設備工事費(1㎡当たり)

14年度基準単価	14,600円
都市部特別割増単価	15,300円 (16,100円)

(注) 14年度より本体工事基準単価に上記単価を加算する。

3 心身障害児総合通園センター(相談・検査部門)算定基準額

種目	構造	基準額	都市部特別割増単価
本体工事費	750㎡		
	以上鉄筋	117,640,000円	123,520,000円
暖房設備工事費		10,080,000円	10,580,000円
冷房設備工事費		14,130,000円	14,840,000円
冷暖房設備工事費		17,640,000円	18,520,000円
浄化槽設備工事費		3,670,000円	3,850,000円

4 余裕教室活用促進事業

区分	施設整備	設備整備
基準額	30,000,000円	6,500,000円

5 地域交流スペース

区分	施設整備	設備整備
基準額	(35,000,000円)	(3,900,000円)
	25,000,000円	1,500,000円

ただし、( )内は、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合である。

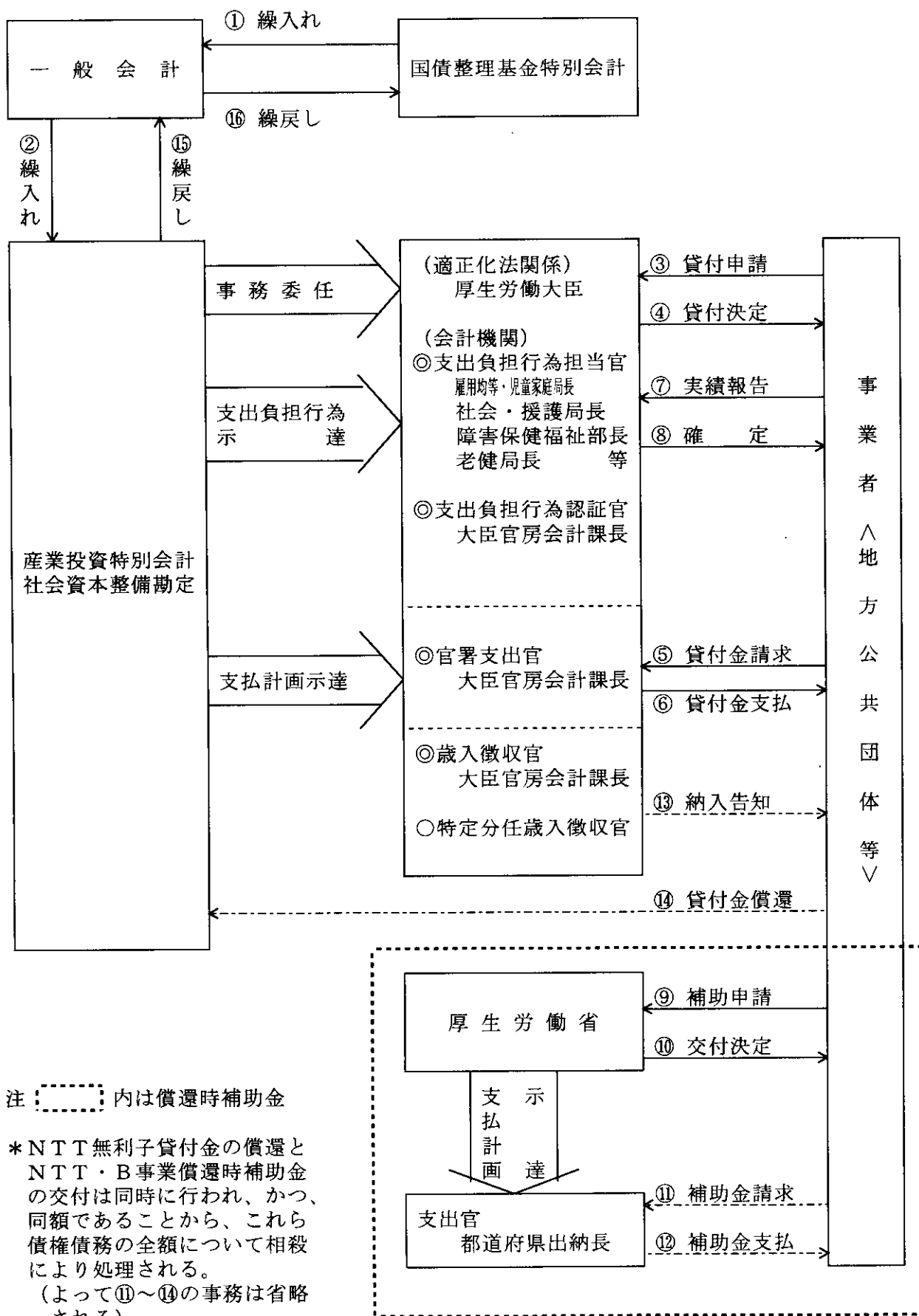
6 小規模通所授産施設

区分	施設整備	設備整備
基準額	24,000,000円	8,000,000円

7 異種施設間の相互利用等に係る環境改善整備

区分	施設整備	設備整備
基準額	5,000,000円	500,000円
	1施設当たり	1施設当たり

## 2 無利子貸付フローチャート



### 3 平成14年度予算（案）における措置費の主な改善事項

13年度予算額	8,988億円	→	14年度予算額	9,308億円	320億円の増 うち自然増 303億円 改善増 17億円
---------	---------	---	---------	---------	------------------------------------

改善事項	改善額	内 容
	億円	
1. 被保護者の社会的入院の解消	6.8	
(1) 救護施設通所事業の拡充	6.2	10カ所→50カ所
(2) 更生施設通所事業の創設	0.6	0カ所→5カ所
2. 救護施設入所者のニーズに応じた職員配置の強化		
(1) 寮母加算の拡大（事項要求）	—	各種障害（精神障害・知的障害・身体障害）混合入所割合が高い施設へ拡大
(2) 看護婦加算基準の緩和（事項要求）	—	加算基準を入所定員180人以下まで緩和
3. 養護委託費の改善	0.01	
4. 心理療法担当職員の配置	0.7	一時保護所（婦人相談所） 47カ所・婦人保護施設 25カ所
5. 被虐待児個別対応職員の配置	1.0	乳児院も新たに対象 68カ所 （家庭支援専門相談員 68カ所→47カ所）
6. 一時保護所（児童相談所）の体制強化	0.3	平均利用人員11人以上の一時保護所に主任児童指導員を配置
7. 一時保護委託費の創設	2.8	民間シェルター等に一時保護委託するための経費
8. 情緒障害児短期治療施設の設置促進（事項要求）	—	
9. 身体障害者療護施設における特別介護経費加算	0.1	
10. 筋萎縮性側索硬化症（ALS）者を受け入れる身体障害者療護施設の受け入れ体制の充実	0.4	
11. 里親（職親）手当の改善	0.2	月額 ②28,000円→②29,000円
12. 専門里親の創設	0.3	従来の里親制度に新たに専門里親（仮称）の追加（10月実施）
13. 医療費改定影響額	3.3	
14. その他の改善	1.1	
合 計	17.0	



4 平成12年度福祉施設経営指導事業実施状況

都道府県番号	事業開始年	団体構成法人等				施設経営相談(平成12年4月1日~平成13年3月31日)												経営指導員数																			
		経営協加入状況		相談形態別		施設種別												連絡協議会開催数	兼任指導員																		
		①管下法人数	②加入法人数	③加入率	④管下施設数	⑤加入施設数	⑥加入率	⑦施設加入率	⑧訪問相談	⑨来所相談	⑩電話文書	⑪集計	⑫身障害施設	⑬知的障害者施設	⑭児童施設	⑮老人施設	⑯その他施設			⑰法人本部	⑱計	⑲施設経営全般	⑳施設税務	㉑入所者処遇	㉒職員待遇	㉓安全防災	㉔衛生管理	㉕施設整備	㉖人材確保	㉗労使問題	㉘預かり金	㉙地域交流	㉚その他				
1.北海道	10.1	541	188	34.8	1,951	502	27.1	73	63	510	646	5	9	85	82	355	21	94	546	103	388	51	42	3	1	4	2	1	3	0	78	646	3	2	2	4	
2.青森県	4.10	409	168	41.1	802	228	28.4	100	108	99	307	4	12	47	53	171	5	24	307	74	99	29	35	2	0	14	2	3	3	0	46	307	3	2	3	5	
3.岩手県	4.10	224	140	62.5	377	286	75.9	178	52	56	286	8	19	25	111	67	0	64	286	63	59	34	54	1	1	3	6	2	3	6	54	286	3	2	3	5	
4.宮城県	10.1	124	97	78.2	307	158	51.5	174	80	273	527	9	9	47	35	297	22	117	527	91	154	31	26	7	1	3	4	3	3	6	198	527	3	2	7	9	
5.秋田県	10.1	138	112	81.2	241	208	86.3	141	110	192	443	33	5	30	34	257	66	51	443	74	204	22	48	0	0	2	0	0	12	0	81	443	3	1	8	9	
6.山形県	2.10	143	136	95.1	313	292	93.3	137	60	215	412	5	13	15	123	203	5	53	412	106	191	8	47	4	0	27	2	0	7	8	12	412	3	2	2	4	
7.福島県	3.4	140	99	70.7	262	182	69.5	202	51	195	448	9	18	45	42	219	43	81	448	101	168	22	40	9	3	25	0	2	4	2	72	448	2	1	4	5	
8.茨城県	4.10	311	144	46.3	433	230	53.1	63	144	229	436	4	16	57	32	256	44	21	436	134	129	17	57	9	2	46	2	3	3	0	34	436	2	3	3	6	
9.栃木県	7.10	196	77	39.3	286	124	43.4	63	52	98	213	3	6	35	53	104	13	2	213	78	66	13	5	0	0	17	2	21	0	11	213	3	1	4	5		
10.群馬県	4.10	344	134	39.0	623	243	39.0	43	169	396	608	9	18	132	148	183	62	65	608	130	260	1	6	0	1	178	0	0	1	0	31	608	3	2	4	6	
11.埼玉県	2.9	559	182	32.6	2,591	523	20.2	45	80	451	576	2	14	55	64	393	23	27	576	148	248	37	29	0	3	10	4	0	2	0	45	576	2	4	4	8	
12.千葉県	4.10	361	169	46.8	561	312	55.6	38	124	72	234	3	19	38	42	80	56	0	234	48	86	3	74	0	1	0	0	0	1	0	21	234	2	1	3	4	
13.東京都	7.10	868	774	89.2	2,408	1,923	79.9	2	97	327	426	15	7	42	41	136	30	170	426	23	216	8	51	1	0	11	1	11	3	0	101	426	3	1	3	4	
14.神奈川県	3.10	602	437	72.6	2,054	1,305	63.5	15	208	211	434	8	21	64	68	152	45	84	434	121	75	24	47	0	0	35	21	3	1	1	106	434	2	2	4	6	
15.新潟県	4.10	270	110	40.7	471	166	35.2	0	44	261	305	3	7	24	9	131	65	69	305	41	190	10	25	0	1	14	14	2	1	1	6	305	3	1	2	3	
16.富山県	7.10	123	89	72.4	157	109	69.4	8	67	110	195	5	0	9	101	71	4	0	195	45	111	2	27	0	0	0	0	0	0	0	0	185	195	3	2	3	5
17.石川県	4.4	206	120	58.3	298	194	65.1	51	84	113	248	11	16	18	49	115	36	14	248	115	54	28	21	4	0	4	5	2	3	6	6	248	3	1	4	5	
18.福井県	3.11	170	64	37.6	227	111	48.9	6	32	263	301	12	17	16	66	128	74	0	301	47	220	3	18	1	0	6	1	0	1	0	4	301	3	2	3	5	
19.山梨県	5.10	132	117	88.6	166	143	86.1	8	10	280	298	12	5	11	12	35	2	233	298	274	11	1	4	1	0	1	1	1	0	0	4	298	3	1	3	4	
20.長野県	10.1	171	69	40.4	299	154	51.5	135	78	71	284	5	18	38	36	148	23	21	284	75	119	26	35	3	1	5	13	0	4	3	0	284	2	2	12	14	
21.岐阜県	8.10	163	70	42.9	209	105	50.2	79	65	179	323	9	2	41	52	225	3	0	323	48	227	9	31	0	2	0	0	1	5	0	0	323	3	1	4	5	
22.静岡県	4.10	301	264	87.7	544	434	79.8	18	265	321	604	6	14	47	106	374	40	23	604	102	396	3	89	7	5	1	0	1	0	0	0	604	3	2	3	5	
23.愛知県	2.8	393	304	77.4	705	544	77.2	36	73	203	312	10	20	42	38	161	49	2	312	86	182	19	17	0	0	5	0	2	1	0	0	312	4	1	4	5	
24.三重県	6.4	187	113	60.4	964	350	36.3	40	68	297	405	6	15	71	53	189	77	0	405	101	218	14	27	3	0	1	1	0	2	0	38	405	3	2	3	5	
25.滋賀県	7.4	153	63	41.2	200	88	44.0	60	90	241	391	18	6	50	30	130	126	49	391	102	226	13	8	0	1	17	0	6	0	0	18	391	2	2	1	3	

都道府県番号	事業開始年	団体構成法人等				施設経営相談(平成12年4月1日~平成13年3月31日)				内容別										経営指導員数																
		経営協加入状況		形態別		施設種類別				相談内容										連絡協議会開催数	兼任指導員															
		①管下法人数	②加入法人数	①管下施設数	②加入施設数	①施設加入率	②施設加入率	①施設	②施設	③施設	④施設	⑤施設	⑥施設	⑦施設	⑧施設	⑨施設	⑩施設	⑪施設	⑫施設																	
26	京都府H.10.8	291	129	44.3	917	300	32.7	24	159	181	364	4	20	89	58	195	2	0	364	190	69	27	59	7	5	20	13	0	2	0	62	364	2	1	5	6
27	大阪府H.2.7	661	346	52.6	1,570	919	58.5	35	48	248	332	31	11	31	52	201	26	11	332	56	180	11	70	1	0	0	0	4	0	0	10	332	11	2	5	7
28	兵庫県H.2.10	659	281	42.6	1,268	387	30.5	139	207	1,340	1,685	8	61	100	340	920	121	84	1,686	332	1,187	21	103	1	3	27	3	2	2	0	5	1,686	2	2	3	5
29	奈良県H.5.10	115	84	73.0	203	161	79.3	117	30	45	192	8	2	19	28	124	3	16	192	25	106	2	44	6	0	2	0	1	1	3	2	192	3	1	3	4
30	和歌山県H.6.4	137	128	93.4	196	185	94.4	126	209	614	949	24	23	50	121	701	54	0	949	99	682	37	107	1	1	15	0	0	4	0	3	949	4	1	4	5
31	鳥取県H.5.10	61	53	86.9	151	149	98.7	227	76	102	405	10	38	34	83	110	42	98	405	99	130	8	10	5	2	14	116	1	4	9	7	405	3	1	6	7
32	島根県H.6.7	231	70	30.3	625	111	17.8	92	81	53	235	9	8	30	32	101	18	47	236	72	93	25	38	0	0	4	0	4	0	0	0	236	3	1	2	3
33	岡山県H.4.10	253	142	56.1	432	267	61.8	97	70	146	313	9	4	11	48	240	10	0	313	128	173	1	4	0	0	4	0	0	0	0	3	313	3	1	3	4
34	広島県H.2.10	525	320	61.0	317	155	48.9	35	202	211	448	21	8	28	27	370	15	0	448	35	348	35	9	2	0	8	0	5	2	0	4	448	3	1	6	7
35	山口県H.2.9	230	230	100.0	395	395	100.0	370	68	210	648	6	31	64	124	407	22	0	648	255	200	134	14	3	4	10	15	0	0	0	13	648	3	2	8	10
36	徳島県H.10.1	110	83	75.5	219	179	79.0	140	134	94	368	42	20	5	74	190	79	0	368	50	239	22	29	2	0	4	0	0	4	2	16	368	2	1	2	3
37	香川県H.4.10	127	73	57.5	206	114	55.3	4	65	188	267	19	6	11	34	159	1	56	267	27	219	5	4	0	0	0	0	0	0	0	12	267	3	1	3	4
38	愛媛県H.6.11	137	120	87.6	208	182	87.5	132	73	110	315	6	28	43	47	185	8	4	315	79	82	33	22	2	7	16	23	7	5	11	28	315	3	2	4	6
39	高知県H.7.10	99	58	58.6	186	93	50.0	107	57	247	411	15	29	37	150	161	9	25	411	71	246	20	30	11	0	13	15	2	1	0	2	411	3	1	2	3
40	福岡県H.3.11	873	236	27.0	1,258	341	27.1	175	26	270	471	3	41	64	73	268	9	16	471	39	161	12	151	1	0	9	67	3	0	22	6	471	2	1	3	4
41	佐賀県H.5.10	165	65	39.4	232	98	42.2	94	22	196	312	8	19	26	16	228	14	7	312	70	191	16	18	0	1	6	0	0	4	0	6	312	3	1	4	5
42	長崎県H.6.8	907	130	14.3	1,759	253	14.4	123	47	176	346	3	45	28	8	202	38	25	346	75	131	24	35	2	1	17	8	8	2	5	38	346	3	2	4	6
43	熊本県H.6.1	605	147	24.3	1,043	386	37.0	361	7	46	414	11	74	91	36	197	16	0	414	79	65	67	45	60	17	19	9	5	10	32	6	414	3	2	3	5
44	大分県H.2.10	224	86	38.4	301	192	50.5	138	23	60	221	3	9	16	11	164	21	0	221	30	43	136	3	3	0	0	2	3	0	1	0	221	2	1	16	17
45	宮崎県H.2.11	281	156	55.5	573	248	43.3	164	36	199	399	7	18	24	155	158	44	0	399	45	181	22	49	31	0	37	13	8	0	0	13	399	3	2	8	10
46	鹿児島県H.8.10	372	181	48.7	568	216	38.0	79	96	186	361	10	12	59	47	237	4	2	361	48	161	31	48	2	1	22	2	3	1	0	42	361	3	1	3	4
47	沖縄県H.3.11	230	83	36.1	279	123	44.1	193	48	130	371	16	36	82	68	176	7	2	371	53	195	26	35	0	0	11	3	6	10	18	14	371	3	1	3	4
合計		14,522	7,443	51.3	30,255	14,322	47.3	4,687	4,058	10,735	19,481	487	848	2,086	3,121	10,284	1,494	1,657	19,481	4,197	9,399	1,143	1,790	195	65	687	370	126	115	136	1,258	19,481	139	72	196	268
平均		309.0	158.4	51.3	643.7	304.7	47.3	99.7	86.4	228.4	414.5	10.4	18.0	44.4	66.2	218.6	31.6	35.3	414.5	89.3	200.0	24.3	38.1	4.1	1.4	14.6	7.9	2.7	2.4	2.9	26.8	414.5	3.0	1.5	4.2	5.7

5 平成14年度社会福祉・医療事業団融資基準単価(案)

(1) 建築工事費基準単価(定員1人当たり)

(単位:円)

区分		A地域	B地域	C地域			
都道府県		北海道 千葉県 山梨県 滋賀県 大阪府	埼玉県 東京都 長野県 京都府 沖縄県	青森県 宮城県 山形県 茨城県 群馬県 新潟県 石川県 岐阜県 愛知県 兵庫県 和歌山県	岩手県 秋田県 福島県 栃木県 神奈川県 富山県 福井県 静岡県 三重県 奈良県 岡山県	鳥取県 島根県 広島県 徳島県 愛媛県 福岡県 長崎県 大分県 鹿児島県	島根県 山口県 香川県 高知県 佐賀県 熊本県 宮崎県
施設種類	特別養護老人ホーム	従来型 痴呆性老人及び重篤な入所者の特別な介護のための個室加算	9,800,000 600,000	9,400,000 600,000	8,900,000 500,000		
		従来型 グループケアユニット型	11,000,000	10,500,000	9,900,000		
		居住福祉型	13,000,000	12,400,000	11,700,000		
		ヘルパーステーション		12,800,000			
		老人短期入所施設	10,000,000	9,600,000	9,100,000		
老人ショートステイ用居室	従来型併設	4,000,000	3,900,000	3,700,000			
	居住福祉型併設	5,600,000	5,400,000	5,100,000			
軽費老人ホーム(ケアハウス)	本体	11,200,000	10,700,000	10,100,000			
	ヘルパーステーション		12,800,000				
生活支援ハウス(居住部門)		9,600,000	9,200,000	8,700,000			
在宅複合型施設	基本部門のみ	349,100,000	332,500,000	315,800,000			
	基本部門+給食又はヘルパーステーション	362,500,000	345,300,000	328,000,000			
	基本部門+給食+ヘルパーステーション	376,000,000	358,100,000	340,100,000			
老人デイサービスセンター	標準型	基本事業のみ		44,800,000			
		基本+入浴		55,300,000			
		基本+給食		80,200,000			
		基本+入浴+給食		90,600,000			
		利用人員加算 (21人~25人)		11,900,000			
	(26人~)		23,600,000				
	小規模型・痴呆型		27,500,000				
	機械入浴部門加算		7,800,000				
都市型複合デイサービスセンター加算		87,400,000					
ヘルパーステーション		12,800,000					
在宅介護支援センター	基本事業のみ		7,800,000				
	福祉用具展示スペース等を整備する場合		14,600,000				
痴呆性高齢者グループホーム	定員5人		61,100,000				
	定員6人		73,300,000				
	定員7人		85,500,000				
	定員8人		97,700,000				
	定員9人		110,000,000				

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する施設の基準単価は、上表のA地域の基準単価を適用する。
- 2 法的・制度的補助金の算定において都市部特例割増単価が適用されている場合の基準単価は、上表の基準単価に1.10を乗じて得た額とし、その額に100,000円未満の端数があるときは四捨五入する。
- 3 特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)に併設されるヘルパーステーション及び在宅複合型施設、老人デイサービスセンター、在宅介護支援センター、痴呆性高齢者グループホームについては、1施設当たりの単価である。

(2) 建築工事費基準単価(1㎡当たり)

施設種類	都道府県 構造	A地域		B地域		C地域	
		北海道 千葉県 山梨県 滋賀県 大阪府	埼玉県 東京都 長野県 京都府 沖縄県	青森県 宮城県 山形県 茨城県 群馬県 新潟県 石川県 岐阜県 愛知県 兵庫県 和歌山県	岩手県 秋田県 福島県 栃木県 神奈川県 富山県 福井県 静岡県 三重県 奈良県 岡山県	鳥取県 広島県 徳島県 愛媛県 福岡県 長崎県 大分県 鹿児島県	島根県 山口県 香川県 高知県 佐賀県 熊本県 宮崎県
重度身体障害者更生援護施設 身体障害者療護施設 第1種自閉症児施設 肢体不自由児施設(入院治療部門) 肢体不自由児施設(通院治療部門) 肢体不自由児療護施設 重症心身障害児施設 特定有料老人ホーム 一般有料老人ホーム 高齢者総合福祉センター 在宅介護サービスセンター	耐火 準耐火	188,400 165,100	179,400 157,200	170,400 149,300			
身体障害者デイサービスセンター 在宅知的障害者デイサービスセンター 地域福祉センター 障害者生活支援センター 児童家庭支援センター	耐火 準耐火	186,400 162,400	177,500 154,700	168,600 147,000			
救護施設 養護老人ホーム 重度身体障害者授産施設 障害者更生センター 知的障害者更生施設(入所) 乳児院 知的障害児施設 第2種自閉症児施設 知的障害児通園施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児通園施設	耐火 準耐火	170,900 153,300	162,800 146,000	154,700 138,700			
保育所等上記以外の施設	耐火 準耐火 木造	170,900 149,500 170,900	162,800 142,400 162,800	154,700 135,300 154,700			

(注)1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する施設の基準単価は、上表のA地域の基準単価を適用する。

2 法的・制度的補助金の算定において都市部特例割増単価が適用されている場合の基準単価は、上表の基準単価に1.05(ただし、「重度障害者施設緊急整備」にかかる施設については、1.10)を乗じて得た額とし、その額に100円未満の端数があるときは四捨五入する。

(3)特殊附帯設備工事費

区 分		基 準 単 価	算 定 額		
冷暖房設備工事費	暖房設備工事費	13,400円/㎡	基準単価(実際の工事単価がこれに満たないときは実際工事単価)×基準面積(実際の工事面積がこれに満たないときは実際工事面積)		
	冷房設備工事費	18,800円/㎡			
	冷暖房設備工事費	23,500円/㎡			
浄化槽設備工事費	個別処理槽	100人以下	入所施設	33,800円/1人	基準単価(実際の工事単価がこれに満たないときは実際工事単価)×処理人数
			上記以外	31,200円/1人	
		101人以上 200人以下	入所施設	27,000円/1人	
			上記以外	19,900円/1人	
		201人以上	入所施設	20,200円/1人	
			上記以外	14,700円/1人	
	合併処理槽		事業団が必要と認めた額		
	エレベーター設備工事費		10,830千円/1基	基準単価(実際の工事単価がこれに満たないときは実際工事単価)×設置基数	
スプリンクラー設備工事費		事業団が必要と認めた額			
消融雪設備工事費		事業団が必要と認めた額			
介護用リフト等特殊附帯設備工事費		事業団が必要と認めた額			

- (注)1 法的・制度的補助金の算定において都市部特例割増単価が適用されている場合の基準単価は、上表の基準単価に1.05(ただし、「重度障害者施設緊急整備」にかかる施設については、1.10)を乗じて得た額とし、その額に100円未満(エレベーター設備工事費にあつては10,000円未満)の端数があるときは四捨五入する。
- 2 浄化槽設備工事費の処理人員は、施設の入所又は通所定員に職員基準定員を加えた人員とする。ただし、実処理人員がこれに満たないとき又は施設の定員によりがたいときは、実処理人員とする。
- 3 「事業団が必要と認めた額」については、原則として当分の間、実際事業費(スプリンクラー設備工事費については実際工事単価×基準面積(実際の工事面積がこれに満たないときは実際工事面積))とする。ただし、実際事業費(スプリンクラー設備工事費については実際単価×基準面積)が著しく多額な事業費と認められる場合は、基準事業費を減額するものとする。

## 6 福祉保健医療情報ネットワークシステム(WAM NET)の概要

### (1) 運営主体

社会福祉・医療事業団

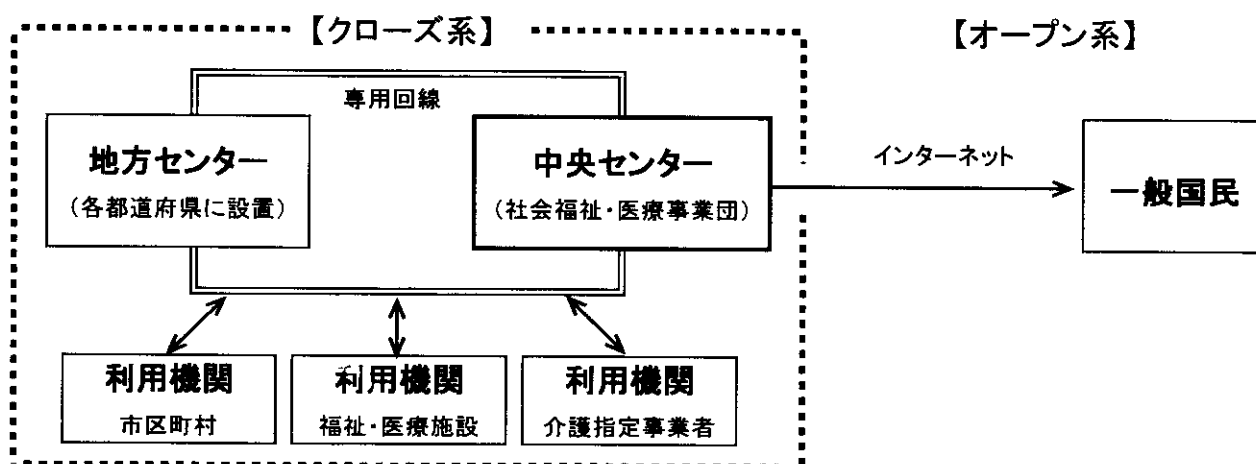
### (2) 利用者

- ① 利用機関(行政機関、社会福祉施設、医療施設、介護指定事業者等)
- ② 一般国民(インターネットによる利用)

### (3) システムの基本構成

- ・ 福祉・保健・医療に関わる情報を利用者へ提供するとともに、利用機関間の情報交換及び共有化を行うための基盤となるシステム。
- ・ 地方センターにおいて、地方独自の情報(地方の制度・施策等)を発信することも可能。

《 概念図 》



### (4) サービス内容

- ① クローズ系 : 利用機関のみが利用可能
  - ・ 各種データベース(施設情報等)
  - ・ 電子掲示板(厚生労働省情報、地方センター情報等)
  - ・ 電子フォーラム
  - ・ インターネット関連サービス(ホームページ閲覧、電子メール等) 等
- ② オープン系 : インターネットによる情報提供
  - ・ 介護保険制度関連情報(指定事業者情報等)
  - ・ 福祉機器情報(福祉用具・取扱企業の検索等) 等

【アドレス <http://www.wam.go.jp/>】

### (5) 特色

- ・ 47都道府県の地方センターを専用回線で結ぶ全国ネットワーク。
- ・ ケアプラン作成時等に役立つ介護保険制度関連情報を提供。
- ・ トラブル、相談等の問い合わせ窓口として総合ヘルプデスクを設置。
- ・ 独自ネットワークの構築を支援し、無償で回線を利用することが可能。

### (6) 申込先

社会福祉・医療事業団 情報調査部情報普及課

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13 秀和神谷町ビル9F

TEL:03(3438)9933/FAX:03(3438)0584/E-Mail:JMA00A01@wamnet.wam.go.jp

## 7 平成14年度社会福祉・医療事業団経営セミナー等開催予定

### ア 社会福祉施設経営セミナー

時 期	6月中（予定）	東京 9月中（予定） 大阪 10月中（予定）
会 場	東京（全社協・灘尾ホール）	東京（全社協・灘尾ホール） 大阪（大阪厚生年金会館）
対象者	平成16年度以降に社会福祉施設の整備を計画している者	平成15年度に社会福祉施設の整備を計画している者
定 員	200人	東京 200人、大阪 200人
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉分野における規制緩和</li> <li>・社会福祉施設の現状と課題</li> <li>・社会福祉法人の設立事務手続き</li> <li>・社会福祉法人会計、税務の概要</li> <li>・施設の設計、建築上の留意点等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備に関する会計処理</li> <li>・施設の運営管理及び労務管理等</li> <li>・最近の社会福祉施設建築の動向</li> <li>・苦情解決とリスクマネジメント</li> </ul>

### イ ケアハウス経営セミナー

時 期	6月中（予定）
場 所	東京（全社協・灘尾ホール）
対象者	ケアハウスの開設を予定している者
定 員	200人
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアハウスに関する政策動向</li> <li>・ケアハウスの開設体験談と経営の実際</li> <li>・特定施設入所者生活介護の指定について</li> <li>・ケアハウスの経営と会計処理</li> <li>・ケアハウスの設計、建築上の留意点</li> </ul>

### ウ 介護保険セミナー

時 期	10月中（予定）
場 所	東京（全社協・灘尾ホール）
対象者	全国の介護老人福祉施設の代表者、事務長及びその他関係者
定 員	200人
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設のリスクマネジメント</li> <li>・介護老人福祉施設のサービスと第三者評価</li> <li>・経営戦略と財務分析のチェックポイント</li> </ul>

### エ 社会福祉基礎構造改革セミナー

時 期	5月中（予定）
場 所	東京（全社協・灘尾ホール）
対象者	社会福祉法人の代表者、施設長、事務長及びその他関係者
定 員	200人
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉分野における規制緩和</li> <li>・支援費制度の概要</li> <li>・利用者契約制度移行にあたっての権利擁護のあり方</li> <li>・障害者施設のリスクマネジメント</li> </ul>

#### オ 福祉施設経営指導員養成研修

時 期	11月中（予定）
場 所	東京
対象者	福祉施設経営指導員（都道府県社会福祉施設経営者協議会）
定 員	50人
内 容	未定

#### カ 福祉施設経営セミナー

時 期	未定
場 所	全国4ブロック（札幌、東京、大阪、高松を予定）
対象者	福祉施設経営者
定 員	各ブロックごとに100人
内 容	未定



## 8 社会福祉事業従事者数の推移

[社会福祉従事者数等の年次推移]

(単位：千人)

平成 2年	平成 3年	平成 4年	平成 5年	平成 6年	平成 7年	平成 8年	平成 9年	平成 10年	平成 11年	平成 12年
751	783	831	882	911	970	1,036	1,080	1,162	1,244	1,378

[直近7年間の従事者内訳]

(単位：人)

区 分	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
社会福祉施設職員	722,480	763,088	803,861	827,189	881,861	936,058	1,061,366
ホームヘルパー	79,689	95,578	118,779	136,661	157,711	176,450	177,909
そ の 他	109,317	111,323	113,714	115,940	122,775	131,023	138,380
合 計	911,486	969,989	1,036,354	1,079,790	1,162,347	1,243,531	1,377,655

- ・従事者数（公営・私営） 社会福祉施設等調査報告（平成12年10月1日現在）大臣官房統計情報部
  - ・ホームヘルパー数 介護サービス施設・事業所調査（平成12年10月1日現在）同  
なお、平成11年以前の数字は老健局計画課調である。
  - ・民生一般（全団体）
  - ・児童相談所等
  - ・社会福祉協議会職員数
- } 地方公共団体定員管理調査（平成12年4月1日現在）総務省調
- } 社会福祉協議会活動実態調査（平成12年4月1日現在）全社協調

(注) 「その他」欄は、福祉事務所、民生一般、児童相談所等及び社会福祉協議会の職員である。

その内訳は、次のとおり。

- ・民生一般(地方公共団体定員管理調査H12.4.1現在) 49,311人
- ・児童相談所等(同上) 4,403人
- ・福祉事務所(福祉事務所現況調査H12.10.1現在) 59,046人
- ・社会福祉協議会職員数(社会福祉協議会活動実態調査H12.4.1現在) 25,620人

## 9 都道府県福祉人材センター一覧表

都道府県	福祉人材センター名称	〒	所在地	TEL	FAX
北海道	北海道福祉人材センター	060-0002	札幌市中央区北2条西7-1 北海道立社会福祉総合センター内	011-272-6662	011-272-6663
青森県	青森県福祉人材センター	030-0822	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ2F	017-777-0012	017-723-1394
岩手県	岩手県福祉人材センター	020-0831	盛岡市三本柳8地割1番3 ふれあいランド岩手内	019-637-4522	019-637-9612
宮城県	宮城県福祉人材センター	980-0014	仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館1F	022-262-9777	022-261-9555
秋田県	秋田県福祉保健人材センター	010-0922	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館内	0188-64-2880	0188-64-2877
山形県	山形県福祉人材センター	990-0021	山形市小白川町2-3-31	023-633-7739	023-633-7730
福島県	福島県福祉人材・研修センター	960-8141	福島市渡利字七社宮111 福島県総合社会福祉センター内	024-521-5662	024-521-5663
茨城県	茨城県福祉人材センター	310-0851	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館内	029-244-3727	029-244-4543
栃木県	栃木県福祉人材情報センター	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-643-5622	028-623-4963
群馬県	群馬県福祉マンパワーセンター	371-8525	前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター2F	027-255-6600	027-255-6040
埼玉県	埼玉県福祉人材センター	336-0007	浦和市仲町2-13-8 ほまれ会館3F	048-833-8001	048-822-1189
千葉県	千葉県福祉人材センター	260-8508	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内	043-248-1294	043-242-0774
東京都	東京都福祉人材センター	162-0823	新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ5F	03-5261-1611	03-5261-1690
神奈川県	かながわ福祉人材研修センター	221-0844	横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館1F	045-311-1428	045-313-4590
新潟県	新潟県福祉人材センター	950-8575	新潟市上所2-2-2 新潟ユニソンプラザ3F	025-281-5523	025-281-5528
富山県	富山県健康・福祉人材センター	930-0094	富山市安住町5-21 富山県総合福祉会館(サンシップとやま)2F	076-432-6156	076-432-6532
石川県	石川県福祉人材センター	920-0964	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館2F	076-234-1151	076-234-1153
福井県	福井県福祉人材・研修センター	910-8516	福井市光陽2-3-22 福井県社会福祉センター3F	0776-21-2294	0776-24-8942
山梨県	山梨県福祉人材センター	400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4F	055-254-8654	055-254-8614
長野県	長野県福祉人材研修センター	380-0923	長野市若里1570-1 長野県社会福祉総合センター4F	026-226-7330	026-291-5180
岐阜県	岐阜県福祉人材センター	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内	058-276-2510	058-276-2571
静岡県	静岡県社会福祉人材センター	420-0856	静岡市駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内	054-271-2110	054-272-8831
愛知県	愛知県福祉人材センター	460-0002	名古屋市中区丸の内2-4-7 愛知県社会福祉会館内	052-231-3224	052-222-2918
三重県	三重県福祉人材センター	514-8552	津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館4F	059-224-1082	059-222-0305
滋賀県	滋賀県福祉人材センター	525-0072	草津市笠山7-8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター内	077-567-3925	077-567-3928
京都府	京都府福祉人材・研修センター	604-0874	京都市中京区竹屋町通鳥丸東入 清水町375 ハートピア京都	075-252-6297	075-252-6312
大阪府	大阪府福祉人材センター	542-0065	大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター内	06-6762-9020	06-6764-1574
兵庫県	兵庫県福祉人材センター	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-18 兵庫県福祉センター内	078-271-3881	078-271-3882
奈良県	奈良県福祉人材センター	634-0061	橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター内	0744-29-0160	0744-29-6114
和歌山県	和歌山県福祉保健研修人材センター	640-8545	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6F	073-435-5211	073-435-5209
鳥取県	鳥取県福祉人材センター	680-0846	鳥取市扇町21 県民ふれあい会館2F	0857-21-2273	0857-21-2766
島根県	島根県福祉人材センター	690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5F	0852-32-5957	0852-32-5956
岡山県	岡山県福祉人材センター	700-0813	岡山市石関町2-1 岡山県総合福祉会館6F	086-233-7004	086-227-3566
広島県	広島県社会福祉人材育成センター	732-0816	広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内	082-256-4848	082-256-2228
山口県	山口県福祉人材センター	753-0072	山口市大手町9-6 ゆ〜あいプラザ 山口県社会福祉会館内	083-922-6200	083-922-6652
徳島県	徳島県福祉人材センター	770-0943	徳島市中昭和町1-2 徳島県立総合福祉センター3F	088-625-2040	088-654-9250
香川県	香川県福祉人材センター	760-0017	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター4F	087-833-0250	087-861-5622
愛媛県	愛媛県福祉人材センター	790-8553	松山市持田3-8-15 愛媛県総合社会福祉会館内	089-921-5344	089-921-3398
高知県	高知県福祉人材センター	780-8567	高知市朝倉戊375-1 高知県立ふくし交流プラザ	088-844-3511	088-844-9443
福岡県	福岡県福祉人材センター	816-0804	春日市原町3-1-7 クローバープラザ2F	092-584-3310	092-584-3319
佐賀県	佐賀県福祉人材・研修センター	840-0021	佐賀市鬼丸町7-18 佐賀県社会福祉会館内	0952-28-3406	0952-28-3407
長崎県	長崎県福祉人材センター	852-8555	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター内	095-846-8656	095-846-8798
熊本県	熊本県福祉人材センター	860-0842	熊本市南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター内	096-322-8077	096-324-5464
大分県	大分県福祉人材センター	870-0161	大分市明野東3-4-1 大分県社会福祉介護研修センター内	097-552-7000	097-552-6868
宮崎県	宮崎県福祉人材センター	880-8515	宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター人材研修館内	0985-32-9740	0985-23-5306
鹿児島県	鹿児島県福祉人材・研修センター	890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7 鹿児島県社会福祉センター内	099-258-7888	099-250-9363
沖縄県	沖縄県福祉人材センター	900-8558	那覇市旭町35 沖縄県社会福祉センター3F	098-867-1547	098-860-1685

## 10 福祉人材バンク一覧表

都道府県	福祉人材センター名称	〒	所在地	TEL	FAX
北海道	函館市福祉人材バンク	040-0063	函館市若松町33-6	0138-23-2226	0138-23-2224
	旭川市福祉人材バンク	070-0035	旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1F	0166-23-0742	0166-23-0746
	釧路市福祉人材バンク	085-0011	釧路市旭町12-3	0154-24-1565	0154-24-3762
	帯広市福祉人材バンク	080-0014	帯広市西4条南9-1	0155-27-2525	0155-25-2943
	北見市福祉人材バンク	090-0065	北見市寿町3-4-1	0157-22-8046	0157-22-8044
	苫小牧市福祉人材バンク	053-0021	苫小牧市若草町3-3-8 市民活動センター内	0144-32-7111	0144-34-8141
青森県	弘前市福祉人材バンク	036-8063	弘前市宮園2-8-1	0172-36-1830	0172-36-1877
	八戸福祉人材バンク	039-1166	八戸市根城8-8-115	0178-47-2940	0178-47-1881
岩手県	水沢市福祉人材バンク	023-0851	水沢市南町5-12 水沢市総合福祉センター内	0197-25-6025	0197-25-6690
	花巻市福祉人材バンク	025-0095	花巻市石神町364 花巻市総合福祉センター内	0198-24-7222	0198-22-4283
	一関市福祉人材バンク	021-0877	一関市城内1-36 一関市総合福祉センター内	0191-31-3320	0191-23-6024
福島県	いわき市福祉人材バンク	970-8026	いわき市平字菱川町6-4	0246-23-3320	0246-23-3320
群馬県	高崎市福祉人材バンク	370-0829	高崎市東町80-1 高崎市労使会館1F	027-324-2761	027-320-8378
	太田市福祉人材バンク	373-8718	太田市浜町2-35 太田市役所2F	0276-48-9599	0276-48-9599
神奈川県	川崎市福祉人材バンク	210-0024	川崎市川崎区日進町5-1 福祉センター3F	044-211-0211	044-211-0211
福井県	嶺南福祉人材バンク	914-0047	敦賀市東洋町4-1 敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内	0770-22-3133	0770-22-3785
岐阜県	東濃福祉人材バンク	507-0848	多治見市日ノ出町1-60	0572-25-0294	0572-25-0294
静岡県	浜松市福祉人材バンク	432-8025	浜松市栄町128	053-458-9205	053-458-9205
	静岡県福祉人材センター東部支所	410-0801	沼津市大手町1-1-3 東部地域交流プラザ(パレット)4F	0559-52-2942	0559-52-2942
愛知県	豊橋市福祉人材バンク	440-0806	豊橋市八町通5-9	0532-52-8189	0532-52-8046
	小牧市福祉人材バンク	485-0041	小牧市小牧5-407	0568-77-0123	0568-75-2666
大阪府	八尾市福祉人材バンク	581-0003	八尾市本町2-4-10 市立社会福祉会館内	0729-24-0957	0729-24-0974
兵庫県	姫路市福祉人材バンク	870-0955	姫路市安田3-1	0792-84-9988	0792-22-4256
	西宮市福祉人材バンク	663-8233	西宮市津門川町2-28	0798-34-7828	0798-34-7828
和歌山県	紀南福祉人材バンク	646-0031	田辺市湊1619-8 田辺市民総合センター内	0739-26-4918	0739-26-2928
島根県	浜田市福祉人材バンク	697-0016	浜田市野原町1826-1 いわみーる2F	0855-24-9340	0855-24-9341
岡山県	倉敷福祉人材バンク	710-0046	倉敷市中央2-1-10	086-427-3236	086-427-3236
	津山福祉人材バンク	708-0004	津山市山北520	0868-23-5130	0868-24-2979
広島県	呉市福祉人材バンク	737-8517	呉市本町9-21 すこやかセンターくれ別館内	0823-25-8590	0823-25-7453
	福山市福祉人材バンク	720-0056	福山市本町1-35	0849-23-9611	0849-25-6540
山口県	下関市福祉人材バンク	751-0823	下関市貴船町3-4-1 下関市社会福祉センター内	0832-32-2001	0832-32-1522
	岩国市福祉人材バンク	740-0018	岩国市麻里布町7-1-2 岩国市福祉会館内	0827-22-5877	0827-22-2815
香川県	善通寺市福祉人材バンク	765-0013	善通寺市文京町2-1-4	0877-63-5005	0877-63-4482
	観音寺福祉人材バンク	768-0060	観音寺市観音寺町甲341-2 観音寺市社会福祉センター	0875-25-7773	0875-25-7736
高知県	安芸福祉人材バンク	784-0007	安芸市寿町2-8	0887-34-3540	0887-35-8549
	幡多福祉人材バンク	787-0012	中村市右山五月町8-3	0880-35-5514	0880-35-5241
福岡県	北九州市福祉人材バンク	804-0081	北九州市戸畑区千防1-1-25 北九州市福祉文化センター内	093-881-0901	093-882-3579
	筑後地区福祉人材バンク	830-0026	久留米市長門石町1-1-34 総合福祉センター内	0942-34-3035	0942-34-3090
	筑豊地区福祉人材バンク	820-0011	飯塚市大字柏の森956-4	0948-23-2210	0948-23-2262
	京築地区福祉人材バンク	824-0063	行橋市大字中津熊501 ウィズゆくほし内	0930-23-8495	0930-22-2903
長崎県	佐世保福祉人材バンク	857-0028	佐世保市八幡町6-1 佐世保市社会福祉協議会内	0956-23-3174	0956-23-3175
大分県	日田市福祉人材バンク	877-0012	日田市淡窓1-1-1 日田市役所別館	0973-24-7590	0973-24-3452
沖縄県	名護市福祉人材バンク	905-0014	名護市港2-1-1	0980-53-4142	0980-53-6042

1 1 平成14年度 社会福祉研修実施計画 (案)

[全国社会福祉協議会中央福祉学院において実施する研修]

研修名	目的	対象者	実施回数	受講定員	開催日数	開催期間
1 社会福祉士専修資格認定 通信課程	社会福祉士専修として必要な基礎的知識及び技術について 通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会 福祉士専修の任用資格を取得させる。	都道府県又は市町村の職員で、社会福祉専業に従事し ている者	1 回	2,000 人	1 年 〔面接 採査 4日〕	①14. 7. 28～7. 31 ②14. 9. 30～10. 3 ③14. 10. 28～10. 31 ④14. 11. 11～11. 14 ⑤14. 11. 19～11. 22
2 社会福祉施設長資格認定 講習課程	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者 に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信 教育により、必要な資格を取得させる。	公立施設の施設長に就任予定の者又は施設長の要件を満た している者であって、施設長としての具体的な要件を満た していない者	1 回	300 人 (公立施設)	1 年 〔面接 採査 5日〕	①14. 7. 1～7. 5 ②14. 7. 13～7. 17 ③14. 9. 19～9. 23 ※民間施設長の面接採査と同時に実施
3 社会福祉法人経営者研修課程	社会福祉法人の経営者として必要な法人・施設運営に関 する専門的知識及び技術を獲得させる。	社会福祉法人の役員及び法人の経営に携わる者 (1) 経営管理コース (2) 人事管理コース	1 回 1 回	200 人 200 人	3 日 3 日	14. 4. 16～4. 18 14. 5. 24～5. 26
4 社会福祉施設長サ―ビス管理 研修課程	社会福祉施設の長として必要な利用者サ―ビスの管理・ 評価に関する専門的知識及び技術を獲得させる。	社会福祉施設の長等 (1) 介護老人福祉施設長コース (①②サ―ビス管理(行動等) (③④財務・労務管理等) (2) 居宅介護サ―ビス管理コース (①サ―ビス管理(行動等) (②財務・労務管理等) (3) 障害者福祉施設長コース (4) 児童福祉施設長コース	4 回 2 回	各 200 人 各 200 人	3 日 3 日	【介護老人福祉施設】 ①14. 4. 19～4. 21 ②14. 10. 9～10. 11 ③15. 1. 31～2. 2 ④15. 3. 7～3. 9 ①14. 11. 23～11. 25 【居宅介護管理】 ②15. 2. 12～2. 14 【障害者福祉施設】 14. 9. 27～9. 29 【児童福祉施設】 14. 9. 27～9. 29
5 介護教員講習会 (専門分野コース)	厚生労働省において介護教員講習会の内容として規定し ている教育内容のうち、専門分野の科目を修得させる。	『介護福祉士養成施設等指導要領』に基づき、 介護福祉士養成施設において、①社会福祉援助技術、 ②形態別介護技術、③介護実習、④介護技術、 ⑤形態別介護技術、⑥介護実習、⑦介護実習指導を 教授する予定の者又は、現在教授している専任 教員	5 回 (教科毎)	各 150 人	22 日	【介護過程の展開方法/コミュニケーション/技術】 14. 8. 30～9. 2 【研究方法】 14. 9. 3～9. 6 【介護福祉学】 15. 3. 14～3. 18 【学生指導・教材/教材/実習指導方法】 15. 3. 19～3. 22 【介護教育方法】 15. 3. 23～3. 27
6 介護福祉士養成実習施設実習 指導者特別研修課程	介護福祉士養成カリキュラムの「介護実習」を指導する 社会福祉施設等の実習指導者に対して必要な専門的知識 及び教育方法を修得させる。	介護福祉士養成施設の実習施設として認められた社会 福祉施設及び訪問介護実習施設の実習指導者	2 回	各 200 人	4 日	①14. 11. 15～11. 18 ②15. 2. 3～2. 6
1 児童福祉司資格認定 通信課程	児童福祉司として必要な基礎的知識及び技術について、 通信教育により教授し、児童福祉法に定める児童福祉司 の任用資格を取得させる。	都道府県又は政令指定都市の職員で、学校教育法第52 条による4年制大学を卒業した者、又は平成14年3月 卒業見込みの者	1 回	300 人	1 年 〔面接 採査 5日〕	14. 10. 20～10. 24
2 社会福祉施設指導員特別 研修課程	福祉サ―ビスに従事する指導的職員(主任等)に対して 専門的観点から指導・助言を行うサ―バーバイザーとし ての能力の向上を図る。	社会福祉施設における主任相談職員、主任介護職員等 指導的職員	2 回	各 120 人	3 日	【主任相談職員コース】15. 2. 21～2. 23 【主任介護職員コース】15. 2. 28～3. 2
3 「福祉職員生涯研修課程」 指導者養成研修課程	中央福祉学院が開発した「福祉職員生涯(形態別)研修 課程・養老研修プログラム」に基づいた研修会を、各県 研修実習指導員が実施する際に必要な指導者養成とする。	「福祉職員生涯(形態別)研修課程」講師予定者 として、各県研修実習指導員が推薦する者	1 回	50 人	3 日	14. 5. 10～5. 12

国の委託事業

国の補助事業

〔国立保健医療科学院（仮称）において実施する研修〕

国立公衆衛生院（H14.4.1 から国立保健医療科学院（仮称）に名称変更）

研修名	目的	対象者	定員	日数	研修期間
都道府県・指定都市・中核市 指導監督職員研修	都道府県・指定都市・中核市において指導・監督にあたる職員として必要な実務に関する知識及び技術を修得する。	都道府県・指定都市・中核市の 指導監督職員			
		①生活保護担当	100人	3日	H14. 5. 20 ～ 5. 22
		②社会福祉法人・老人福祉施設 担当	150人	3日	H14. 5. 27 ～ 5. 29
		③社会福祉法人・児童福祉施設 ・ 障害者福祉施設担当	150人	3日	H14. 6. 12 ～ 6. 14
		④障害者福祉指導担当	100人	3日	H14. 10. 21 ～ 10. 23
		⑤老人福祉指導・介護保険担当	100人	3日	H14. 11. 6 ～ 11. 8
福祉事務所新任所長研修	福祉事務所長として必要な社会福祉行政に関する知識及び技術を修得する。	福祉事務所長として経験1年未満の者	240人	3日	H14. 7. 10 ～ 7. 12
福祉事務所新任査察指導員 研修	福祉事務所の査察指導員として必要な実務に関する基礎的知識及び技術を修得する。	福祉行政経験3年未満で、査察指導員として経験1年未満の者	300人	3日	H14. 10. 9 ～ 10. 11
児童相談所中堅児童福祉司 研修	児童相談所の児童福祉司として必要な実務に関する知識及び技術を修得する。	児童相談所児童福祉司で実務経験が概ね5年の者	80人	3日	H14. 9. 25 ～ 9. 27

## 1.2 平成14年度社会福祉研修の開催期間、受講申込期限一覧(案)

[全国社会福祉協議会中央福祉学院において実施する研修]

### 1. 都道府県・指定都市・中核市を經由して受講申込みを行う研修会

	研 修 会 名	開 催 期 間	受 講 申 込 期 限	
			受講申込者→ 研修主管部	研修主管部→ 中央福祉学院
1	社会福祉主事資格認定通信課程	14. 4. 1 ~ 15. 3. 31	14. 4. 5	14. 4. 10
2	社会福祉施設長資格認定講習課程	14. 4. 1 ~ 15. 3. 31	14. 4. 5	14. 4. 12
3	児童福祉司資格認定通信課程	14. 4. 1 ~ 15. 3. 31	14. 4. 10	14. 4. 16

### 2. 全社協中央福祉学院に直接受講申込みを行う研修会

	研 修 会 名	開 催 期 間	受 講 申 込 期 限
			受講申込者 → 中央福祉学院
1	社会福祉法人経営者研修課程(経営管理コース)	14. 4. 16 ~ 4. 18	14. 3. 15
	" (人事管理コース)	14. 5. 24 ~ 5. 26	14. 4. 3
2	介護教員講習会(専門分野コース)		
	【介護過程の展開方法/コミュニケーション技術】	14. 8. 30 ~ 9. 2	未 定
	【研究方法】	14. 9. 3 ~ 9. 6	未 定
	【介護福祉学】	15. 3. 14 ~ 3. 18	未 定
	【学生指導・カリキュラム/実習指導方法】	15. 3. 19 ~ 3. 22	未 定
3	介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程(第1回)	14. 11. 15 ~ 11. 18	14. 9. 24
	" (第2回)	15. 2. 3 ~ 2. 6	14. 12. 6
4	社会福祉施設長サービス管理研修課程		
	(介護老人福祉施設長コース・第1回)	14. 4. 19 ~ 4. 21	14. 3. 15
	(介護老人福祉施設長コース・第2回)	14. 10. 9 ~ 10. 11	14. 8. 27
	(介護老人福祉施設長コース・第3回)	15. 1. 31 ~ 2. 2	14. 12. 6
	(介護老人福祉施設長コース・第4回)	15. 3. 7 ~ 3. 9	15. 1. 17
	(居宅介護サービス管理者コース・第1回)	14. 11. 23 ~ 11. 25	14. 10. 2
	(居宅介護サービス管理者コース・第2回)	15. 2. 12 ~ 2. 14	14. 12. 20
	(障害者福祉施設長コース)	14. 9. 27 ~ 9. 29	14. 8. 6
(児童福祉施設長コース)	14. 9. 27 ~ 9. 29	14. 8. 6	
5	社会福祉施設指導職員特別研修課程(主任相談職員コース)	15. 2. 21 ~ 2. 23	14. 12. 6
	" (主任介護職員コース)	15. 2. 28 ~ 3. 2	14. 12. 6
6	「福祉職員生涯研修課程」指導者養成研修課程	14. 5. 10 ~ 5. 12	未 定

(注1) 社会福祉主事資格認定通信課程、社会福祉施設長資格認定講習課程、児童福祉司資格認定通信課程の面接授業日程については、それぞれの学習指導書等により受講者に通知する。

(注2) 児童福祉司資格認定通信課程については、各都道府県・指定都市により取りまとめを行う。なお、中核市内の受講申込者については、当該都道府県を經由して受講申込を行う。

(注3) 厚生労働省委託及び国庫補助研修については、研修修了後、各都道府県・指定都市・中核市社会福祉研修主管部に対して修了者の報告を行う。

〔国立保健医療科学院（仮称）において実施する研修〕

国立公衆衛生院（H14.4.1 から国立保健医療科学院（仮称）に名称変更）

申込期限及び提出先  研 修 名	受講申込書の提出期限  受講申込者 ↓ 社会福祉研修主管部(局)長	受講申込書及び受講希望者連名簿の提出期限 社会福祉研修主管部(局)長 ↓ 国立保健医療科学院長(仮称)
(1) 都道府県・指定都市・中核市 指導監督職員研修 ① 生活保護担当 ② 社会福祉法人・老人福祉施設担当 ③ 社会福祉法人・児童福祉施設・ 障害者福祉施設担当 ④ 障害者福祉指導担当 ⑤ 老人福祉指導・介護保険担当  (2) 福祉事務所新任所長研修  (3) 福祉事務所新任査察指導員研修  (4) 児童相談所相談関係指導職員 研修	平成14年 4月12日(金) 平成14年 4月17日(水) 平成14年 4月26日(金)  平成14年 8月30日(金) 平成14年 9月 6日(金)  平成14年 5月31日(金)  平成14年 8月15日(木)  平成14年 7月19日(金)	平成14年 4月19日(金) 平成14年 4月24日(水) 平成14年 5月10日(金)  平成14年 9月 6日(金) 平成14年 9月13日(金)  平成14年 6月 7日(金)  平成14年 8月22日(木)  平成14年 7月26日(金)